

雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金を申請される事業主の皆さまへ

## 休業対象労働者を確認できる書類および休業手当の支払いが確認できる書類の提出をお願いします

■岡山労働局では助成金の審査を適切に行うため、抽出した一定数の**事業主（対象事業主）**に以下の**確認書類の提出**をお願いしています。つきましては**次回の申請時**に貴事業所の確認を行いますので、**以下の確認書類をご提出ください**。なお、確認書類等の提出がなく、実態の確認ができない場合、**不支給となる可能性があります**。

### ■提出が必要な確認書類

#### ①休業対象労働者の氏名、年齢および住所が確認できる以下のいずれかの書類の写し

運転免許証またはマイナンバーカード表面・顔写真のあるもの  
パスポート（住所記載欄があるもの）、在留カード、特別永住者証明書、  
障害者手帳

※複数の書類の提出をお願いする場合があります

#### ②休業手当を含む給与の支払いが確認できる以下のAおよびBの書類の写し

**A源泉所得税の直近の納付を確認できる書類**（源泉徴収票及び給与所得・退職所得等の所得税徴収高計算書の領収日印があるもの等、納付を確認できる書類）

**B給与振込を確認できる書類**（給与振込依頼書や給与支払いを確認できる通帳など）

手渡し(現金払い)の労働者がいる場合は会社名・金額・氏名（労働者の直筆）・住所・電話番号・受領日を明記した領収証）